

## 平成17年度 開発トラスト助成応募要領

公益信託北海道開発国際交流基金  
受託者 中央三井信託銀行株式会社

現在、様々な分野において「国際感覚」が不可欠な要素として浸透していますが、北海道開発の推進に関しても国際的な視野に立った取組の検討や具体的行動が重要です。公益信託北海道開発国際交流基金（略称「開発トラスト」）は、北海道開発事業に係る国際交流、海外経済協力等の取組に対する助成を行い、もって国際化時代における北海道開発に携わる人材の育成及び北海道開発の推進に貢献することを目的とし、平成3年5月、財団法人北海道開発協会、北海道建設業信用保証株式会社の出捐により設定された公益信託です。当信託は、中央三井信託銀行が受託し、運営委員会の意見、勧告に基づき運営されています。

本基金が有効かつ効果的に活用され、広い視野をもった人材の育成と活発な国際交流展開の一助になることを期待し、中国、ロシア連邦極東地域など北東アジア諸国の経済成長に伴う北海道の経済交流、観光交流、人材育成などに資する事案など、本要素に基づく積極的な応募をお待ちしています。

### ○助成対象事業

以下の要素に該当する事業であって、平成18年3月31日までの期間に実施されるものが助成の対象となります。

- 1. 派遣事業** 北海道開発事業にかかる下記の目的で行われている国際交流にかかる費用の一部を助成します。
  - (1) 先進地域調査
  - (2) 経済協力・開発協力
  - (3) 学術調査・研究
  - (4) 研修
- 2. 受入れ事業** 海外から来日している地域開発に係る研修者・研修生を、北海道に招聘する際に必要な費用の一部を助成します。
- 3. コンベンション事業** 北海道内で開催される国際的なコンベンション事業に対して、必要な費用の一部を助成します。
- 4. 国際化資料作成事業** 北海道の国際化に資する資料（定期的な刊行物を除く）の作成に対する費用の一部を助成します。

## ○助成金額

いずれの事業についても、助成対象金額の1/2以内とします。ただし、助成金の上限は、各事業ごとに以下のとおりです。なお、団体として助成を受ける場合には、本公益信託の規程に基づき、指定団体として指定を受ける必要があります。詳しくは、受託者にお問い合わせください。

- |              |                        |
|--------------|------------------------|
| 1. 派遣事業      | 個人の場合は40万円、団体の場合は100万円 |
| 2. 受入れ事業     | 個人の場合は10万円、団体の場合は50万円  |
| 3. コンベンション事業 | 100万円                  |
| 4. 国際化資料作成事業 | 30万円                   |

## ○選考方法

運営委員会において選考を行い、各事業ごとに概ね1~2件程度を目安として助成対象事業を採択します。選考の結果については、後日お知らせいたします。ただし、選考の経緯等のお問い合わせには応じかねますので、あしからずご了承願います。

## ○応募手続

所定の申請用紙に必要事項を記載し、事業ごとに指定された書類を添付してお申し込みください。なお、提出された応募書類の返却はいたしませんのでご承知おきください。

## ○募集期間

- |       |               |
|-------|---------------|
| 受付開始日 | 平成17年3月10日    |
| 受付締切日 | 平成17年5月31日    |
| 選考会   | 平成17年6月下旬（予定） |

## ○実施報告及び助成金の給付

事業が完了した後に、事業完了報告をお願いします。この報告を受けて、受託者より助成金が給付されます。ただし、事業の実施前に資金が必要な場合には、運営委員会の決定に基づき、概算払いを受けることが可能です。

## ●お問い合わせ先●

申請用紙等の請求、送付および本基金に関わるお問い合わせは、下記までお願いいたします。

〒060-0002 札幌市中央区北2条西4丁目1番地

中央三井信託銀行 札幌支店 法人営業第二課（担当：山中）

TEL 011-251-3254 FAX 011-219-1761